

第 7 章 雑 則

（防火対象物の使用開始の届出等）

- 第 5 6 条** 令別表第 1 各項に掲げる防火対象物（(19)項及び(20)項に掲げるものを除く。）をそれぞれの用途に使用しようとする者（内容を変更しようとする者を含む。）は、使用開始の日の 7 日前までに、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。
- 2 前項に規定する防火対象物のうち、第 5 章又は令第 2 章第 3 節の規定により消防用設備等又は特殊消防用設備等（法第 17 条第 3 項の認定を受けたものに限る。以下同じ。）を設置すべき防火対象物については、前項の規定による届出の際、当該防火対象物に関する図書を提出しなければならない。
- 3 前項に規定する防火対象物は、消防長又は消防署長の検査を受けた後でなければその使用を開始してはならない。

○火災予防規則

（防火対象物の使用開始届等）

- 第 3 2 条** 条例第 56 条第 1 項の規定による防火対象物の使用及びその使用内容の変更（休業を含む。）の届出は、所定の届出書によって行わなければならない。この場合の休業届には、その証明となるものを添付しなければならない。
- 2 条例第 56 条第 2 項の規定により前項の届出書に添えなければならない図書は、次のとおりとする。
- (1) 付近見取図、配置図、平面図、断面図、矩計詳細図、建具表及び仕上げ表
 - (2) 危険物、高圧ガス及び火気設備等火を使用する場所等の配置図。ただし、前号に掲げる図書にそれぞれの箇所を記載した場合には、当該図書の添付を省略することができる。
 - (3) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設計書、仕様書、計算書、系統図、配管図又は配線図（建築物の平面図及び断面図に配管、配線及び機器を示したもの）及びはり・天井詳細図。ただし、消防用設備等のうち、消火器具、避難器具、漏電火災警報器、非常警報器具及び誘導標識については、第 1 号に掲げる図書にそれぞれの場所を記載した場合には、当該記載に係る消防用設備等に関する図書の添付を省略することができる。
 - (4) 条例第 57 条第 9 号から第 14 号までに掲げる設備以外の電気設備の設計書、説明書、使用区域・送電関係図及び電路・負荷設備図
- 3 防火対象物の関係者（届出者、工事施工者及び消防用設備士等をいう。）は、条例第 56 条第 3 項の規定により消防長又は消防署長が検査するときは、立ち会わなければならない。

【解釈及び運用】

本条は、令別表第 1 各項（同表(19)項及び(20)項に掲げるものを除く。）に掲げる防火対象物について、施設と管理の両面から、その実態を的確に把握するために、使用開始の届出の提出及び使用開始前の検査を受けなければならない旨を規定したものである。

1 第1項

(1) 「**それぞれの用途に使用しようとする者**」とは、所有者、管理者又は占有者その他権原に基づいてそれぞれの用途に使用しようとする者である。

(2) 「**内容を変更**」とは、次のような場合をいう。

ア 増築、改築、移転、修繕又は模様替えを行う場合

イ 用途を変更する場合

ウ テナントを変更する場合

エ 間仕切りを変更する場合

オ 客席又は避難通路を変更する場合

なお、消防用設備等のみを変更する場合は、本項に規定する「**内容を変更**」には該当しないものであること。

(3) 届出については、同一敷地内の防火対象物（棟）は一括して行うこと。

2 第2項

本項は、本条第1項の規定に基づき届出を要するものの中で、条例第5章（消防用設備等の技術上の基準の付加）又は令第2章第3節（消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準）の規定により消防用設備等又は特殊消防用設備等を設置しなければならない防火対象物については、本条第1項の規定による届出の際、規則第32条第2項各号に規定する図書を添付しなければならないこととしたものである。

ただし、規則第32条第2項各号に規定する図書のうち、法第17条の3の2の規定により届け出ることとなる消防用設備等設置届に添付する消防用設備等又は特殊消防用設備等の図書については、省略して差し支えない。

また、内容を変更した場合で、規則第32条第2項各号に規定する図書が従前のものと変更がないときは、当該図書の添付を省略して差し支えない。

なお、条例第5章又は令第2章第3節の規定により消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置を要する防火対象物で、令第35条第1項各号に掲げる防火対象物以外の防火対象物については、設置を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等に係る試験結果報告書を防火対象物使用開始届出書に添付するよう指導すること。

3 第3項

防火対象物の使用開始前の検査についての規定であり、本条第2項に規定する防火対象物については、その使用を開始するまでに、消防長又は消防署長の検査を受けなければならない旨を規定したものである。